

避難行動要支援者名簿

登録に関するご案内

避難行動要支援者名簿とは、災害時に避難支援が必要な方（＝避難行動要支援者）に対して、地域住民の方が避難支援や安否確認等を円滑かつ的確に行えるよう、市で支援が必要な方を把握し、作成した名簿のことです。

平成25年6月に災害対策基本法が一部改正され、市による避難行動要支援者名簿の作成が義務づけられました。

★避難行動要支援者とは？

刈谷市では、刈谷市地域防災計画で避難行動要支援者の範囲を定めています。

※在宅で生活されている方で次の項目のいずれかに該当する方が対象です。

- | | |
|---------------------------------|---------------------|
| ■ 70歳以上の単身高齢者 | ■ 80歳以上のみで構成する高齢者世帯 |
| ■ 在宅ねたきり・認知症高齢者見舞金受給者 | ■ 要介護3から5の認定を受けている方 |
| ■ 身体障害者手帳1級並びに下肢、体幹、視覚及び聴覚の2級の方 | |
| ■ 療育手帳A判定の方 | ■ 精神障害者保健福祉手帳1級の方 |
| ■ その他市長が必要と認める方 | |

★避難行動要支援者調査票兼同意書で情報提供に同意するとどうなるの？

情報提供に同意をした方々の名簿を作成します。この同意者名簿は平常時から避難支援等関係者へ提供し、日ごろの声かけや地域で行う防災訓練などを通じて、災害時に避難支援や安否確認等を円滑かつ的確に行えるよう支援体制を強化するために活用されます。

※災害時における避難支援については、地域の支援者の善意による地域活動として可能な範囲で行っていただくもので、支援を確約するものではなく、また、避難支援等関係者は、法的な責任や義務を負うものではありません。

避難行動 要支援者名簿 (同意者名簿)

＝名簿の内容＝
氏名、生年月日、住所、性別、電話番号、緊急連絡先、避難支援を必要とする理由（介護度や障がいの部位など）、災害時の移動手段

★避難支援等関係者(情報提供先)とは？

同意者名簿は、平常時から次の関係機関へ情報提供します。

○自主防災会等 ○民生委員・児童委員 ○刈谷警察署 ○刈谷消防署

※情報提供先を選択することはできません。

※避難支援等関係者には、名簿情報の取扱いについて、守秘義務が課されています。市から情報提供する際には、無用に共有、利用しないこと等を説明し、個人情報の保護に努めています。

★避難行動要支援者名簿の活用(イメージ)

